

役員報酬規程

財団法人 新エネルギー財団
昭和56年 3月12日制定
昭和58年 3月22日改正
平成14年 9月27日改正

(総則)

第1条 財団法人新エネルギー財団の役員に対する報酬は、理事会の同意を得て支給するものとし、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 常勤する役員には、報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬は、年俸とし、予算の範囲内で、別表に掲げる額をそれぞれ上限として、会長がこれを定める。

2 年の中途において、役員が就任又は退任(死亡を含む。)した場合における年俸の額の計算方法については、別に定める。

(報酬の支給日)

第4条 年俸は、月割りで支給する。

2 年俸の月割額は、職員給与規程第4条第1項に準じて支給する。

(通勤手当の支給)

第5条 常勤の役員には、報酬の他に通勤手当を職員給与規程第13条に準じて支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年9月27日から実施し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成14年4月1日から実施日までの間に支払われた報酬は、改正後の第3条の規程による報酬の内払とみなす。

別表

役職	報酬上限額
会長	2,100万円
副会長	1,900万円
理事長	1,800万円
専務理事	1,700万円
常務理事	1,600万円
理事	1,500万円
監事	1,500万円

役員退職金規程

財団法人 新エネルギー財団
平成14年 9月27日制定

(総則)

第1条 財団法人新エネルギー財団の常勤の役員(以下「役員」という。)が退任(死亡を含む。)した場合の退職金の支給は、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 役員が退任したときは、退職金を支給する。ただし、役員が、寄附行為第20条第1項第2号の規定により解任されたときは、退職金を支給しない。
2 役員が任期中、任期満了の日の翌日において再び役員に選任されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、役員が退任した日における年俸の12分の1に相当する額に100分の25以内を乗じた額に、その役員の在任期間の月数を乗じて得た額とする。
2 役員が前条第2項の規定により種類の異なる役員に引き続いて在任したものとされた場合における退職金の額は、それぞれの在任期間に相当する退職金の額を合算した額とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間の月数の計算については、選任の日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、法令の規定により、その退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。
2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条「遺族補償」の場合に準ずるものとする。

附 則 この規程は、平成14年9月27日から実施する。